

## 令和8・9年度国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）プロポーザル審査要領

### 1 目的

本書は、令和8・9年度国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）公募型プロポーザルの提案書、見積金額、プレゼンテーションなどの内容に基づき、業務提案内容等を評価する審査にかかる要領を定めるものである。

### 2 実施概要

- (1) 日時 令和8年6月8日（月） ※予定
- (2) 場所 甲賀市役所 3階 301会議室 ※予定
- (3) 時間 40分  
（プレゼンテーション：20分以内、質疑応答：20分）
- (4) 参加人数 3人以内（担当者及び責任者は必ず出席してください。）
- (5) 機材 投影機材（プロジェクタ・スクリーン・HDMI ケーブル）は本市で準備する。それ以外（パソコン等）は提案者が準備すること。
- (6) その他 時間・場所等は別途、通知する。  
担当者及び責任者の来所が困難な場合は、ウェブ会議ツールによるプレゼンテーションも可能とする。その場合は、本市が指定するウェブ会議ツールを使用すること。

### 3 審査対象

令和8・9年度国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）プロポーザル実施要領に基づき提出された企画提案書等とする。

### 4 審査の項目、配点

審査項目（別紙1）を参照し、項目ごとに評価を行う。

### 5 審査方法

提案事業者より提出された企画提案書等をもとに、次の方法により受託候補者を選定する。

#### (1) 審査方法

審査は、各審査項目について、5段階の絶対評価で点数をつける。

#### (2) 契約候補者の選定方法

各審査委員の採点を集計し、獲得点数が最も高い提案者を最優秀候補者に選定する。

最高評点を獲得した提案者が複数あった場合は、審査評価基準に基づく事業費用評価点がより高かった提案者を最優秀候補者に選定する。ただし、評価点数の合計が審査員の一人でも最低基準点に満たなかった場合は、優先交渉権者とならない。

### 6 審査基準

- (1) 審査項目及び審査の視点、配点及び評価の基準は別紙1のとおりとする。
- (2) 最低基準点の設定は、満点の60%以上とし、120点とする。

## プロポーザルにおける審査の項目

	評価項目	評価の視点	指標	配点
組織評価	業務遂行力	業務遂行体制の妥当性	保健師、管理栄養士等の専門職の人数等	20
	業務執行技術力	当該業務を執行するために必要な知識、経験	同種、類似業務の実績等	20
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か	担当者数、担当者の配置、構成等	10
事業費用評価	見積価格	積算の内訳及び金額		20
提案内容評価	提案事項を実施するにあたっての取組方針	業務の理解度はあるか	目的、条件、内容の理解度が高く、簡潔に記載されているか	20
	業務の実施手続き	業務実施手続きを示す業務フローは妥当か	実施のフローの的確性	10
	提案内容の的確性	提案内容は業務要求水準を充足しているか		20
		保健指導の実施内容	利用者を増やすためのプログラムの工夫 支援が効果的なものか 年齢別、性別に応じた支援の工夫 途中脱落予防対策・対応策	40
		利用勧奨の方法	利用者を増やす工夫	20
		安全管理体制	個人情報保護対策、事故発生時の対策、苦情対応策	10
	取組姿勢（ヒアリング）	積極的に取り組む意欲を感じられるか	業務への意欲、積極性	10
総合計得点				200

## 【評価基準】 次の評価基準により評価する

	10点満点	20点満点	30点満点	40点満点
特に優れている	10	20	30	40
優れている	8	16	24	32
標準	6	12	18	24
やや劣っている	4	8	12	16
劣っている	2	4	6	8